

令和4年度(2022年度)鹿追町各会計歳入歳出決算審査特別委員会 会議録

日時 令和5年(2023年)9月22日(金曜日)

午前 9時30分

場所 鹿追町議会議場

1 付託案件審査

- (1) 認定第1号 令和4年度(2022年度)鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について
- (2) 認定第2号 令和4年度(2022年度)鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (3) 認定第3号 令和4年度(2022年度)鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- (4) 認定第4号 令和4年度(2022年度)鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- (5) 認定第5号 令和4年度(2022年度)鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (6) 認定第6号 令和4年度(2022年度)鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- (7) 認定第7号 令和4年度(2022年度)鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席委員(9人)

1番 佐々木康人委員	2番 黒井 敦志委員	3番 金子 孝伸委員
4番 青砥 敏一委員	5番 山口 優子委員	7番 川染 洋委員
8番 狩野 正雄委員	9番 安藤 幹夫委員	10番 清水 浩徳委員

4 欠席委員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町	長	喜井知己
教育委員会	教育長	渡辺雅人
代表監査委員		野村英雄
農業委員会	会長	菊池輝夫

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長		松本新吾
総務課長		葛西浩二
総務課財政担当課長		武者正人
会計管理者		西垣慎也
総務課主幹（消防署長）		内海卓実
企画課長		草野礼行
町民課長		高瀬俊一
子育て支援課長		米澤裕恵
農業振興課長		檜山敏行
環境保全センター担当課長		城石賢一
保健福祉課長		富樫靖
保健福祉課主幹		佐藤裕之
商工観光課長		大西亮一
建設水道課長		大上朋亮
ジオパーク推進課長		高井宏行
瓜幕支所長		東原孝博
国民健康保険病院事務長		渡辺弘樹
総務課長補佐		萩生田訓考
総務課財政係長		鎌田弾

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長 宇井直樹

学校教育課主幹 天野健治

社会教育課長 平山宏照

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長 津川 修

9 議会事務局職員出席者

事務局長 坂井克巳

書 記 川瀬直美

令和5年（2023年）9月22日（金曜日）午前9時30分 開議

○議会事務局長（坂井克巳）

これより令和4年度（2022年度）鹿追町各会計決算審査特別委員会を開催いたします。
開会にあたり、清水浩徳委員長より御挨拶申し上げます。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

令和4年度（2022年度）各会計決算審査特別委員会の開会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

本委員会は、令和4年度（2022年度）に議決決定した予算について予算執行が適正に行われ、その事業が住民福祉にどのようにつながっているのか、どのような効果を上げることができたのかなど、納税者の立場に立って慎重に審議審査するものであります。

決算審査は、行政効果を評価するとともに、次年度予算につながる重要かつ意義ある機会であることから、委員各位におかれましては、多面的な視点で、簡潔明瞭な質疑をお願い申し上げまして挨拶とします。

○議会事務局長（坂井克巳）

次に、喜井知己町長から御挨拶をいただきます。

○町長（喜井知己）

令和4年度（2022年度）各会計決算審査特別委員会開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日から29日まで3日間の日程で審査が行われるわけでありまして、この決算委員会の趣旨等にはただいま清水委員長さんからお話があったとおりであります。

令和4年度（2022年度）の決算ですが、一般会計で申し上げますと、歳出決算額で約75億9,893万円となったところであります。令和3年度（2021年度）決算との比較では約2億9,253万円の減という状況であります。令和4年度（2022年度）につきましては、新型コロナの対応に関しては、日常生活あるいは社会経済活動が継続できるように行動制限の緩和ということでそういった取り組みが徐々に進められまして、町のイベント等についても可能な限り、再開をしてきたという状況である。

新型コロナ対応の地方創生臨時交付金を活用し、町民生活への支援、物価高騰対応商品券、あるいは事業者、農業者、商工業者への支援も実施したところであります。そのほか昨年の事業の特徴的なものでは、戸籍窓口あるいは神田日勝記念美術館でのキャッシュレスの機器の導入、あるいは公共施設群の脱炭素化に向けた委託業務、しかおい水素ファー

ムの開所、水素燃料自動車の導入をはじめ、町民向けの助成事業として省エネ家電の買い替え、あるいは脱炭素自動車の購入助成など先行地域の関連の事業がいよいよ具体的に動き出した年でもありました。

学校関係では鹿追小学校それから鹿追中学校の大規模改修、内容としては空調施設整備等も実施しました。また行政運営上でも皆さんの生活と同じように、燃料費等の高騰を受けて、経常経費、光熱水費等が結構な額で増加したという状況にもあったところであります。

私ども執行者といたしましては、議会で議決をいただいた予算に基づいて行革の視点を常に念頭に置きながら日々行政運営をしているところでありますが、行き届かない点もあるかと思っておりますので、これについて御指摘をいただければ大変ありがたいと思っております。

決算審査における審議につきましては、今後の予算執行あるいは新年度予算に反映させる大変重要なものと思っております。どうか委員各位におかれましては、様々な角度から御指導賜りますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、開会にあたっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

ただいまから、令和4年度（2022年度）鹿追町各会計決算審査特別委員会を開会します。

これから議事に入ります。

まず本委員会に付託された令和4年度（2022年度）鹿追町各会計決算認定については、議案のとおり7件を議題とし審査を行います。

次に、審査日程についてお諮りします。

審査日は、本日9月22日・25日・29日の3日間といたします。

なお、審査終了次第、閉会といたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

異議なしと認めます。

審査日程は9月22日・25日・29日の3日間とし、審査終了次第、閉会とすることに決定しました。

監査結果について

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

次に、代表監査委員から令和4年度（2022年度）鹿追町各会計決算の監査結果について監査報告を求めます。

野村英雄代表監査委員。

○代表監査委員（野村英雄）

ただいまより各会計の決算審査意見書について説明をさせていただきますが、皆様方には既にこの意見書をお目とおししていただいていることとしますので、簡略な説明をさせていただきます。

はじめに、令和4年度（2022年度）鹿追町各会計歳入歳出決算審査意見書についてでございます。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付されました令和4年度（2022年度）鹿追町一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、次のとおりでありましたので意見を付して報告いたします。

1、審査の概要、（1）審査の対象、1、令和4年度（2022年度）鹿追町一般会計歳入歳出決算。

2、令和4年度（2022年度）鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

3、令和4年度（2022年度）鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算。

4、令和4年度（2022年度）鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算。

5、令和4年度（2022年度）鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算。

6、令和4年度（2022年度）鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

（2）実施期間、令和5年（2023年）8月1日から令和5年（2023年）8月30日までに実施いたしました。

（3）審査の方法、審査に当たっては一般会計及び特別会計歳入歳出決算書と決算付属書、出納伝票を突合して計算の正確性、予算執行状況の適否を調査し、適宜に担当者の説明を求め実施いたしました。

2、審査の結果、（1）全般、審査に付されました一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書及び実質収支に関する調書はいずれも法令に基づき作成されており、内容について関係諸帳簿と照合の結果、決算の計数は正確であり予算の執行はおおむね適切と認めます。

また、鹿追町会計管理者が保管する財産に関する証券及び諸帳簿残高は正確であることを認めた。

以下、会計ごとの審査結果はお目とおしいただいていると思いますので、ここでは省略させていただきます、20 ページの総括を読ませていただき終わりとさせていただきます。

総括、令和4年度（2022年度）は、新型コロナウイルス感染症関連事業の減少もあり、全会計決算額は、前年度と比較して、歳入歳出ともに減少しました。

歳入状況は、自主財源45%、依存財源55%であり、自主財源が令和3年度（2021年度）比2.5ポイント増となっております。

財政状況については、経常収支比率は81.7%で、財政硬直化が見受けられます。

各種財政指標の状況を注視し、財政健全化に努めていかなければなりません。令和2年（2020年）から蔓延しました新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活及び社会状況に大きな影響を及ぼしてきました。

令和5年（2023年）5月に、感染法上の分類が2類から5類となり、コロナ前の状況に向かいつつありますが、コロナの再流行と不測の事態に備えていかなければなりません。

令和4年（2022年）4月、町は国の脱炭素先行地域に選定され、鹿追型ゼロカーボンシティの実現に向けて、関連事業を実施していくが財政状況を踏まえて、持続可能な行財政運営に取り組まなければなりません。

以上で、鹿追町各会計歳入歳出決算審査意見書について説明を終わらせていただきまして、次に鹿追町国民健康保険病院事業会計決算審査意見書について説明を移らせていただきます。

令和4年度（2022年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計決算審査意見書について報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました令和4年度（2022年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計決算は、審査の結果、次のとおりでありましたので、意見を付して報告いたします。

- 1、審査の対象会計、令和4年度（2022年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計。
- 2、審査の期間、令和5年（2023年）7月1日から令和5年（2023年）7月31日までに実施いたしました。
- 3、審査の方法、審査に当たっては、決算報告書のほか、決算付属書（以下決算諸表という）について計算の正確性、予算執行の適否、また関係法令に準拠して作成され企業としての経営成績、財政状態が適正、正確に表示されているかについて審査いたしました。また、病院の経営内容を把握するため、計数の分析を行なって経済性の発揮及び公共性

の確保を主眼に考察いたしました。

4、監査の結果、(1) 現金及び預金等について、現金及び預金については、別(地方自治法第235条の2第1項、地方公営企業法第31条)に定めるところにより、例月出納検査を実施しているため、審査の範囲外といたしました。

なお、現金は全て鹿追町会計管理者の掌握下に置かれており、正確であることを認めました。

(2) 棚卸資産等について、薬品については棚卸表・仕入価格表を対照し、審査しましたが、棚卸表に不備があり改善を求めました。減価償却費については、それぞれ諸表により調査し、適正であることを確認しました。

(3) 決算書表について、本決算報告書及び関係諸帳簿は法令に基づいて作成され、その計数は関係書類と照合した結果正確でありました。

また、審査の結果、公営企業の会計原則に従い経営成績及び財政状況が適正に表示されているものと認めました。

以下は審査意見書については説明を省略いたしまして、15ページの総括のみを読ませていただき、終わりとさせていただきたいと思っております。

総括、令和4年度(2022年度)決算において、医業収益は令和3年度(2021年度)比563万4,000円減。医療費費用でも、令和3年度(2021年度)比269万5,000円の減額となりました。

医業外収益の他会計補助金、国の補助金及び交付金が1,357万7,000円減で、新型コロナウイルス関連等の補助金も、令和3年度(2021年度)比470万7,000円減となったため、町の補助金が令和3年度(2021年度)比1,517万6,000円増となりました。

第7期鹿追町総合計画の町民アンケート結果において、町民からは、保健・福祉・医療の充実を求める割合が最も高くなっていました。

令和4年度(2022年度)に「病院経営強化プラン」計画を策定し、令和5年度(2023年度)から計画に沿った病院運営を実施するとしていますが、今後も厳しい経営を強いられると思いますが、町民の要望に沿った医療サービスを提供できるよう期待するものであります。

以上で国民健康保険病院事業会計意見書の説明を終わります。次に財政健全化及び経営健全化審査意見書に移らせていただきます。令和4年度(2022年度)鹿追町財政健全化及び経営健全化の審査意見書について報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和5年(2023年)8月1日審査に付されました令和4年度(2022年度)鹿追町財政健全化及び経営健全化について審査いたしました結果、次のとおり報告いたします。

審査の概要、1、審査の対象、(1)財政健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率であります。

(2)資金不足比率では、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計であります。

2、審査の期間、令和5年(2023年)8月1日から令和5年(2023年)8月30日までに実施いたしました。

3、審査の方法、財政健全化審査及び経営健全化審査について、町長から提出されました財政健全化比率及び経営健全化比率、算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

4、審査の結果、審査に付されました財政健全化比率及び経営健全化比率並びに根拠となる資料は、いずれも適正に作成されていると認める。

次に、2ページの総括に移りまして、終了させたいと思います。

総括、財政健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字額がないために、算定されておられません。将来負担比率においても、将来負担額が充当可能財源等の額を下回り、算定されておられません。

実質公債費比率は9.3%で、早期健全化基準を下回っております。

前年度より0.3%減少しておりますので、財政状況は基準内に収まるよう、財政健全化に努められるようお願い申し上げます。

資金不足比率については、各会計とも不足額がないため、資金不足比率は算定されておられません。

財政健全化判断比率、資金不足比率ともに指数的には基準内であり、財政状況は良好と見ております。

今後とも、財政指標を分析し適正な財政維持を確保するよう切望するものであります。

以上で、令和4年度(2022年度)鹿追町各会計歳入歳出決算、国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算、財政健全化及び経営健全化の意見書について説明を終わらせていただきます。

○決算審査特別委員長(清水浩徳)

以上で代表監査委員の報告を終わります。

これから監査委員に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

質疑なしと認めます。

これで監査委員に対する質疑を終わります。

これより各会計の決算審査を行います。

お諮りします。

決算審査の方法は各会計の認定についてそれぞれ質疑を行い、全会計の質疑終了後、総括質疑を行います。

次に、各会計の認定ごとに討論を行い、討論終了後採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

異議なしと認めます。

認定第1号 令和4年度（2022年度）鹿追町一般会計歳入歳出決算認定に対する質疑

歳出 1款 議会費全般 43ページから

2款 総務費全般 62ページまで

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

これより、認定第1号、令和4年度（2022年度）鹿追町一般会計歳入歳出決算認定に対する質疑を行います。

最初に歳出から行います。

1款、議会費と2款、総務費、43ページから62ページまでとします。

質疑ありませんか。

2番、黒井委員。

○2番（黒井敦志）

ジオパーク事業費で決算書53ページ、決算資料60ページのほうを御覧ください。

一般来館者が令和4年度（2022年度）に2,145人と前年から約500人が増えていますが、どのように分析されているのか、お聞きしたいと思います。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。高井ジオパーク推進課長。

○ジオパーク推進課長（高井宏行）

お答えいたします。委員からの御質問は、令和3年度（2021年度）から令和4年度（2022年度）の来館者が500名ほど増えている要因ですが、大きな要因といたしましては、令和2年度（2020年度）から新型コロナウイルスの拡大が発生しております。令和3年度（2021年度）につきましても、その勢いが止まらなく臨時休館をしておりました。令和3年度（2021年度）5月18日から6月20日の34日間、あと8月27日から9月30日の35日間、合計69日間臨時休館していたということでございます。

それに対しまして、令和4年度（2022年度）につきましては、6月29日から7月4日の5日間で、臨時休館の日にちが短縮されたということが来館者の大幅な増につながったと思います。以上でございます。

○2番（黒井敦志）

はい。分かりました。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他に質疑ございませんか。3番、金子委員。

○3番（金子孝伸）

はい。決算書45ページ総務費、総務管理費、一般管理費の給料の部分ですが、現在、職員の給与がこちらに明示されていますが、職員の中で30日以上病気療養等の理由によって長期休暇をいただいている職員が今どのくらいいるのか把握されていればお答えいただきたいと思います。

○総務課長（葛西浩二）

はい。ただいまの質問にお答えいたします。

現段階で病気休暇を取っているといいますか休職している職員については1名ございます。病気休暇につきましては、90日が限度となっておりますので、それぞれ年間で内臓やいろいろな疾患も含めて、大体10人弱ぐらいはそういった病気休暇を取得されますけれども、皆さん復帰している状況である。

以上です。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他にございませんか。8番、狩野委員。

○8番（狩野正雄）

はい。51ページの車両管理費それから57ページの徴税費についてお聞きします。

まず車両管理費のことで、ある町では、公用車を車検切れで走っていて気がつかなかったと、こういうことを新聞で見ました。そこで、本町の公用車の管理ですが、一元管理かそれぞれの課で管理なのか、車検切れを忘れるようなことがないような仕組みになっているのかをお聞きします。

それから徴税費の中で、住民税、固定資産税、軽自動車税の納付通知が送られてくる。

納付通知書が誤って他人に送られたケースがありました。ヒューマンエラーとか、ケアレスミスで済まされない。

このことは担当課に十分注意しまして、今後ないようにということだったが、住民税それから固定資産税、軽自動車税が小さな封筒でパンパンに入ってくる。

なぜあんなに小さい袋にぎゅうぎゅうに詰めてくるのか。

それから軽自動車税もその中に入ってくるわけです。

なので、軽自動車税の納付通知等は、それを単独でやる。それから固定資産税、住民税も、入らなかったら大きな封筒に用意して届ける。

ましてや本人に届かないで別の人に届けるというのは、どういうことかと。

十分反省しなさいということをしたのですが、その後、どのようなヒューマンエラーを防止する対策をとっているのかについてお聞きします。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。武者財政担当課長。

○総務課財政担当課長（武者正人）

はい。まず1点目でございます。

車検切れの車両の車検の状況の管理ということでございますけれども、私どもの財政係の契約財産の方で一括管理しております。車検も1台1台管理しております。車両によってはメーカーさんからも通知がこちらに届きます。大体ひと月前から車検を受けますので、こちらから各原課に連絡をして、各町内業者さんに車検に入れるように連絡をしてそういう車検切れがないように、努めているところでございます。以上でございます。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

高瀬町民課長。

○町民課長（高瀬俊一）

はい。狩野委員からの御質問にお答えいたします。

納付書の送付に際しまして、誤って他の方の納付書が入っていたことは実際ありました。

この場をお借りしまして深くお詫び申し上げます。

再発防止についてですが、同じ型のものは一つの封筒に入れて、お送りをさせていただいていますが、その確認をさらに複数のもので行なった上で封緘する前に、さらに厳密なチェックをするようにということで再発防止に努めてまいりたいと思います。

封筒の大きさに関しましては、印刷物とかの封筒の作成の状況等もございますのでこちらのほうは検討させていただければと思います。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問。8番、狩野委員。

○8番（狩野正雄）

徴税を行うことは、役場にしかできない重要な仕事です。

それから、ただ単に間違っただけというよりは、まずいと思います。

あのときも、担当の人には「受け取った人に謝罪に行ってくださいね」と言ったのですが、ちゃんと行って、電話でなく本人に謝罪されたのかということと、今後こういうことのないように、担当の方は今一度気を引き締めて、職務にあたっていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。どうですか。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。高瀬町民課長。

○町民課長（高瀬俊一）

謝罪に関しましては、担当係長と私で直接訪問させていただいて、お詫びに伺ったところでございます。今後についても私含め担当係、気を引き締めて間違いのないように努めていきたいと思っています。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他にございませんか。9番、安藤委員。

○9番（安藤幹夫）

2点ほどお尋ねをいたします。

1点目は、決算書49ページ、職員研修費についてと、もう1点は53ページ、ライディングパーク費について2点御質問をいたします。

まず職員研修費ですが、令和4年度（2022年度）について、まだコロナが明けたわけで

はないということで、執行残が大きくなってしまったのかなということが考えられますが、その他に、要因となるものがあれば説明をいただきたいと思います。

それから2点目の、ライディングパーク費について、体験乗馬は2,400人程度が体験をされていますが、その中に外国人観光客がいるかどうかということと、もしいるとしたらどの程度いるのかということについて、御質問をさせていただきます。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。葛西総務課長。

○総務課長（葛西浩二）

はい。ただいまの御質問にお答えいたします。

職員研修費であります令和4年度（2022年度）、先ほど町長の御挨拶でもありましたけれども、コロナ禍でありまして経済が回り始めて、研修につきましても、ある程度通常に戻り始めると考えておりましたけれども、研修期間におきましても、リモートでの開催や、中には令和4年度（2022年度）コロナ禍の波が何度かありましたけれどもそれによって中止ということも多々ありました。

それと職員につきましても、やはりコロナ感染について不安が残っている部分もありまして、どちらかというとな消極的だったのかなということもあります。

そういったことが影響して、このような数字となっております。

以上です。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

東原瓜幕支所長。

○瓜幕支所長（東原孝博）

はい。質問にお答えいたします。

外国人観光客については、利用状況が増えているというような感じはしておりますが、細かな集計数値はないのですが、年間100名程度の利用があるというような、感覚的にはちょっと押さえで細かな数字は現在持ってないのですけれども、そのような状況となっております。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問。9番、安藤委員。

○9番（安藤幹夫）

ライディングパークについては、後ほど関連があるので、質問させていただいた経緯は

あります。当然、外国の観光の方も、団体ではないとしても個人的に来ているという状況は把握いたしました。

職員研修について再度質問させていただきます。

コロナ禍があると、なかなか職場環境の条件が整わないということで業務に当たった上での必要な研修と、それから自発的な研修の2通りがあると思います。

自発的な研修が伸びきれないというか、決して予算を削るというわけではなくて、それなりの予算は毎年確保して、当然我々も理解をした上で議決をしているわけですから、執行残を極力残さないような職場の環境、体制そういったものを作り上げていかなければならない。これは行政の業務に関わらず、社会的に今働き方改革であったり、それからハラスメントの問題があったり、先ほども出ていましたが事務ミスが当然あるわけです。

基本になっているのは、地方自治法の中にある役場職員というのは、住民に対する奉仕が最大限の目的となっているわけですから、そういうことを踏まえながら研修に出られるような環境作りを上司の方々も作り上げていっていただいて、若い職員の方を育て上げていくということも一つ大事なことだと思います。私個人的にはそう思います。

それはいろんな研修いろんな経験を重ねていくことで、行政執行に当たる一つの手段だと思いますので、なるべくコロナも明けたことですので、次年度以降については執行残を残さないような環境作りをしてあげていただければと思います。

答弁があれば答弁させていただきます。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。葛西総務課長。

○総務課長（葛西浩二）

はい。ただいまの御質問にお答えいたします。

自発的研修ですが、平成の前半の頃にはどちらかというと指名研修が中心でありました。その後いろいろ社会的環境も変わってきておりまして、その後は指名研修ではなく、希望というような形に変わった時期もありました。

今現在ですけれども、希望あとはこちらのほうからの指名をし、中には先ほどおっしゃっていましたが若い方を育てるということもありましたけれども、周りに気遣っているのかどうか分かりませんがなかなか研修に手を挙げない方もおります。

ですから、そういった方も含めて、こちらのほうから指名というのも含めまして今は両方使いながら、なるべく職員皆さんが研修に行けるような体制をとっております。

その際ですが、それぞれの全課分かるような形で年度初めですが、研修の決定した部分につきましては、全課に周知をいたしまして、なるべくその行ける環境を作っていると思っております。

今後さらにそういった周りの理解も含めて、コロナが大分明けましたので今年度も大分昨年度よりかは研修が増えているとは思いますが、そういった勉強がよりできるような環境を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

喜井町長。

○町長（喜井知己）

今研修についていろいろ質疑がありました。総務課長が基本的な答弁したとおりであります。研修のあり方もやっぱり変わってきている状況にあります。研修だけでなく、いろいろな会議についても、遠方でやるものはWEB会議、それから研修でも一部そういうのが取り入れられています。内容によっては本当に合理的という部分もあります。

ただ全てそれでいいというわけではなくて、やはり人と人とが顔を突き合わせて直接議論をすることも非常に大事なことでありますし、なかなかWEB上では難しくても直接会って、いろんな意味で研修もそうですけども、交流も含めてというのも非常に大切な機会だと思っております。

予算措置も含めて新年度においても、職員がいろんな場面に出ていけるようにあるいはWEBの研修でもそういった機会を確保するように進めていきたいと思っております。

それぞれ所属する課において、部署間での差があるにせよ業務もいろいろ増えてきて、そしてコロナ禍から戻ってきて仕事も通常に近くなってきています。そして、最近感じるのですが、何年か振りにイベントをやるとなかなか勝手が分からなくて、ちょっと大変だというのが今年よくいろんなところで見られるなと思っております。

いずれにしても誰でもそうですが、いきなり一人前になる人はいないので、いろいろ勉強しながら自分で時間を見つけて勉強するのも大事ですが、仕事の中できちんと研修に出る機会を確保していくことが、私たちの役目だと思いますので、そういった体制を含めて、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

7番、川染委員。

○7番（川染洋）

ただいまの職員の研修関連で一つ。総務課長の答弁で、なかなか手を挙げる職員がいなくて言っていました、これは私ちょっとどうなのかなと思う。

指名してでも、強制的にでも勉強はさせるべきだと私は思います。だから手を挙げてくるのを待っているようでは、鹿追町役場というその職業態そのものに、私は少し異議を感じます。

待ってないで、積極的に研修に出させるという方法はいかがですか。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。葛西総務課長。

○総務課長（葛西浩二）

お答えいたします。ちょっと言葉足らずでしたが、現在は本人の希望と行かない方については、総務課の担当のほうで行ってない方には、こういった研修行ったらどうだということで、指名と公募と両方で研修を行なっております。

どうしても手挙げないから、その場でということではなく、行かない方についてはこちらのほうから名指して行ってもらう形をとっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○7番（川染洋）

了解。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他にございませんか。1番、佐々木委員。

○1番（佐々木康人）

はい。決算書49ページ、企画振興費、地域間交流団体関係のモニタリングツアー受け入れについて御質問いたします。

令和4年度（2022年度）、2回にわたってモニタリングツアーの受け入れを実施されているみたいですが、モニタリングですので何らかの提言なり意見なりがあったものと思われれます。差し支えない範疇でどういったモニタリングがあったのかと、この事業が今年度にどう生かされているのか、その内容についてお聞かせいただきたい。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。草野企画課長。

○企画課長（草野礼行）

はい。お答えさせていただきます。台東・墨田との交流事業の関係でございます国の地

方創生交付金を活用しまして、令和2年（2020年）から昨年（2022年）まで3年間で実施した事業でございます。

台東・墨田との連携事業につきましては、大きな目的は物販や特産品の開発あるいはこのようなモニタリングツアーを通して、令和4年度（2022年度）以降の太い関係性を築いて、人や企業が行き来し合うような関係性を作るということが大きな目的でございました。

モニタリングツアーにつきましては、令和3年度（2021年度）と令和4年度（2022年度）にそれぞれ行われていまして、コロナの中ですが、昨年は西十勝を中心にアウトドアの交流が1回、それから音更町を中心に秋の収穫祭をベースにした交流が行われています。

交付金事業なので、基本的には参加者の負担が無しで行われていたのですが、これを4年目以降の今年からどう生かすかというのはこの事業に限らず、昨年度に効果の検証等を行いました。

なかなか3年間のコロナ禍の中で、対面での交流というのは当初描いたとおりにできなかったのですが、昨年についてはある程度実施ができたので、ぜひ5年度（2023年度）以降も続けていきたいという、こちらからの提案もかなりしたのですが、台東・墨田に行くと十勝の18町村の枠組みの中では、少し温度差もあり、熱量の違いがあったりとかして、同じ枠組みではできないという結論になっています。

今年度はどうしているかという、3年間で中心となって動いていた西十勝が中心となって動いています。金子議員さんもいらっしゃいますが、いろいろな橋渡しをしていただいたりしていただいて相当御苦労いただいておりますが、今年度につきましても継続して、西十勝4町については、台東区それから墨田区のほうにふるさと交流ショップや、やっちゃばという青空市場があるのですが、そこへの出店も行なっていく予定になっています。

ですので本町としましては、今までと同じように台東区とも連携をし、墨田区とも連携をしていきたいという考えでございます。

また、昨年度実施した子供の交流につきましても、引き続き、今年度以降も継続して行なっていきたいと考えています。

以上です。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問。1番、佐々木委員。

○1番（佐々木康人）

はい。内容についてはある程度理解させていただきました。関係性を作るということが

主体であるというところですが、期待するところはやはり観光や移住だとか、そういったところに本当に結びつくかどうかというところも肝要なところだと思いますので、今年度それから新年度も継続していくようでありますので、ぜひそちらの観点からも進めていただきたいと思います。

以上です。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁はよろしいですか。

○1番（佐々木康人）

よろしいです。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他になければ次に進みます。

3款 民生費全般 63 ページから

4款 衛生費全般 76 ページまで

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

3款、民生費と4款、衛生費、63 ページから76 ページまでとします。

質疑ありませんか。

2番、黒井委員。

○2番（黒井敦志）

決算書65ページ、決算資料82ページの生きがい対策の表を御覧いただきたいと思えます。

寿勤労会の委託料ですが、町からどんな作業を委託していますか。代表的な事例を御説明願います。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。富樫保健福祉課長。

○保健福祉課長（富樫靖）

はい。お答えをさせていただきます。寿勤労会への代表的な委託業務といたしましては、公共施設周辺の草刈りや清掃それから各地域の公園の草刈り、あとは作業的に大きなとこ

ろで言いますと然別川公園パークゴルフ上のグリーンの草刈りです。あとは公共施設でも、ウリマックホール、みないる、勤労者会館それから公衆トイレの清掃ということで環境美化に努めているところでございます。以上です。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問。2番、黒井委員。

○2番（黒井敦志）

寿勤労会は、町からの委託と個人からの依頼を受けています。特に個人からは高齢者が多いです。弱い立場の人が作業してくれということで頼んでいます。

ただ寿勤労会の会員数の減少と専門員はいますけども、後継者が課題とお聞きしています。

近隣自治体に比べてシルバー人材センターとしての寿勤労会のあり方は、まだまだ工夫の余地があると思います。喜井町長になり専門の職員が配置され、送迎用の車も更新ただいて関係者も喜んでいますが、更なる支援が必要と考えます。寿勤労会は欠かせない組織ですので、今後検討いただきたいと願います。以上です。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁はよろしいですか。

○2番（黒井敦志）

よろしいです。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他にございませんか。1番、佐々木委員。

○1番（佐々木康人）

決算書73ページ、衛生費、環境衛生費、エキノコックスの駆除事業についてお聞きいたします。決算資料の中身にはないのですが、概要のほうでエキノコックスのことが触れられています。平成28年度（2016年度）から事業が実施されて、令和4年度（2022年度）については感染源となるエキノコックス自体が糞の中から確認されませんでしたというような報告があるのですが、検体数がどれぐらいか分からないですけれども、平成28年度（2016年度）から今までこの事業をやってきて検体が確認されていないということは、私は相当な成果を上げていると思っています。

北海道に観光で来られる方も、エキノコックスはすごく心配される方もいらっしゃる中で鹿追町では確認されていないということも素晴らしいことと思いますが、このことに関

して何か広報的なこと、住民や町民、観光で来られる方に周知するような手立てというのは何かされていたのか確認をさせていただきたいと思います。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。高瀬町民課長。

○町民課長（高瀬俊一）

佐々木委員からの御質問にお答えいたします。

エキノコックスの駆除に関して、大きな周知、広報等での周知は特にしていなかったと記憶をしております。今後に際してですが、ホームページ、ミジカ、広報等を含めて継続的に皆様に周知をしていくように検討したいと思います。以上です。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問。

○1番（佐々木康人）

なし。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他にございませんか。9番、安藤委員。

○9番（安藤幹夫）

75ページ、へき地保健対策費の中で、患者輸送バスのことについてお尋ねをいたします。

先般、資料をいただきまして、ここ数年間の利用状況を確認させていただきました。瓜幕、東瓜幕方向については、大体1日当たり10人前後の利用客がいますが、中鹿追、美蔓、上然別、幌内、上幌内地区においては、1日平均1.1人だったり0.5人だったり0.6人と利用者が非常に少ない状況にあると思います。

その中で、恐らく今現在スクールバスとの兼用で運行されていますが、その中で、おおよそでいいのですが、年間利用者が0というのがどの程度あるのか、まずお尋ねをいたします。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

はい。患者輸送バスの件で幌内、美蔓、上然別、中鹿追線についてですが、この中で1日、全く乗らない日というのは、何日あるのかということですが、集計が出ていないのでお時間いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

ここで暫時休憩とします。再開は10時40分とします。

休憩 10時30分

再開 10時40分

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

答弁。大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

はい。御質問の中鹿追方面の患者輸送バスの件ですが、令和4年度（2022年度）は146日運行しておりまして、乗車0という日が79日ございました。

以上です。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問。9番、安藤委員。

○9番（安藤幹夫）

今スクールバスで兼用ということで、学生を降ろしてまた再度町内を回るというやり方をしているようですが、予約もとっているようですが、なかなか老人の方はそんな簡単に予約できないのでバスを回さなくてはいけないという状況にあると思う。

現行で大型の車両を使って、患者輸送を回っているが、実質、半分以上は0の日があるという中で、町内をあれだけの大型バスがドライブしているという状況にあることが果たしていい方法なのかどうかということ、検討すべきべきではないかと思えます。

ゼロカーボンを推進しているなかで、少しでもCO₂を減らす方法で、もし10人以下であれば小型車両でも十分対応できると思えます。それで利用する老人の方々も乗り降りしやすい、安心して送迎をしていただけるということを考えると、その路線に合わせて更なる投資はしなくてはいけない部分もありますが、スクールバスについてもかなりの年数が来て、いずれ更新の時期が来ると思えます。その中で考えていかなくてはいけないのは、少しでもロスの少ない方法を今後検討していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

はい。御指摘のとおり、患者輸送バスに対して乗る割合が少ない現状でございます。

土日は学校行事等で使っている件もございますけども、そう遠くない日に入れ替えの時期等も考えられますので、そういった中で御指摘の件あわせて検討していければと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○9番（安藤幹夫）

はい、了解。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他になければ次に進みます。

5款 農林費全般 75 ページから

84 ページまで

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

5款、農林費、75 ページから 84 ページまでといたします。

質疑ありませんか。

9番、安藤委員。

○9番（安藤幹夫）

畜産費 79 ページ、111 ページについてお尋ねをいたします。

自衛防疫ということで、現在、活性化の混合ワクチンを接種している状況は把握していますが、ここに載っている数字については、入牧希望者の入牧している頭数と認識してよろしいでしょうか。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。檜山農業振興課長。

○農業振興課長（檜山敏行）

お答えいたします。自衛防疫組合で行なっているワクチンでございますけども、町営牧場等に入牧している牛以外にも、全酪農家を対象に自衛防疫組合の組合員を対象に行なっているワクチンでございます。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

9番、安藤委員。

○9番（安藤幹夫）

はい。これはあくまでも自己負担の経費の中で当然行なっているというふうに理解をしていますが、自衛防衛ですので酪農家、現状の中では全戸76戸あるのですが、76戸の頭数を合わせると、恐らく半分ぐらいは実施していないのではないかと状況があると思いますが、その点については把握されていますか。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。檜山農業振興課長。

○農業振興課長（檜山敏行）

お答えいたします。実施頭数については割り振りをして、必要な分全部カバーしているように思っていますので、手が回らなくてワクチンを打ち切れていないだとか、そういうことはなくですね、必要な部分は全て回っていると思っています。

受益者負担の分ですが、ワクチン代を受益者負担にさせていただいている。あと獣医や補助員については、自衛防疫組合の方で負担をしているというふうになります。以上でございます。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

9番、安藤委員。

○9番（安藤幹夫）

ワクチンの種類によって当然感染そのものの違いはあるわけで、これはおそらく肺炎とか下痢とかに有効なワクチンを今現在使っているという状況だと思います。その中で今までも町、農協が事業を持って、酪農家対策ということで過去に乳房炎に対する助成を行っており、今現在4件については、伝染性の乳房炎の早期淘汰のための助成といったことは、当然実施していることは把握しているわけですが、今までもそうですがその事業を組んだときはみんな一生懸命に取り組むが、事業がなくなってしまうとそれっきりになってしまうということの繰り返しで、今までずっと行なってきた歴史があるような気がする。

自衛防疫ですから、本来であれば、酪農家が自ら防衛をやるべきことを今までも行政それから農協がタッグを組んで、多くの支援をしてきています。

昨日も質問ありましたが、その中で支援という言葉が出ていますが、本来届出伝染病というのはそんなに酪農家にとってみたら大きな問題ではなくて、やっぱり一番怖いのは法定伝染病に指定されているもの。先ほどライディングパークで質問させていただきましたけれども、日本においては令和4年（2022年）に口蹄疫の洗浄がされたと思います。

ところが今隣国では、口蹄疫が発生している。それでなぜ心配しているかというところ、牧場主とかそういうのではなくて、当然、観光客も利権を絡んでいるわけです。その中で、以前、口蹄疫が出たときに、酪農振興会が中心になって立ち入り禁止の看板を立てたり、牛舎に貼ったり、対策をとってきているわけです。

ところが、外国の方にはわからない。日本語しか表示していないのでわからない。牧場立ち入り禁止ということ、海外にも知らせるためには今、観光地でも取り組んでいる何か国語かの看板を表示していたりなんかしてしっかりとした感染対策をとっているわけです。

そういったことを含めて、ワクチンもそうなのですが、今言われたように、希望酪農家しか使ってない。本来であれば、全戸が活用して、確かに厳しい酪農情勢かもしれませんが、元々本当に防衛をしている方は、支援があろうがなかろうが自己防衛して、早くからそういったものに取り組んできている。

そういうことも含めて、昨日も課長が答弁していましたが、自衛防疫組合なり、営農対策協議会等で協議をし、連携をとっているのです。そういったことも含めて、本来感染症から守るためには自ら自己防衛が大事だと思うわけです。

そのために支援ばかりじゃなくて、経済的な問題等もあるかもしれませんが、それは町を挙げてやろうとするのであれば、行政指導をしっかりとすることは町としてできることですから、ぜひとも取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。檜山農業振興課長。

○農業振興課長（檜山敏行）

お答えいたします。外国人の観光客に向けては、先ほど隣国のほうで口蹄疫ということで、口蹄疫については安藤委員も御存知のように空気感染する伝染病ですから、本当に恐ろしい病気だと思っております。

水際対策としては、国の方で頑張ってもらうしか、こちらではやりようがないとは思いますが、観光客の方に関しては外国も含めて、今はやっぱりSNSを頼りにしていろいろ回ってくると思います。先日の一般質問でもお答えしましたが、SNSを活用して、広く知らせるようにしたいと考えております。

あと自衛防疫に関しては、自主的にやっけていただいている自衛防疫については、本当にありがたいと思っております。

自衛防疫組合、営農対策協議会で決めているワクチンの種類等は、その時々合っている、今継続して同じワクチンを打っているわけですが、もし必要であれば違うものと切り替えたり、酪農家のほうに御理解いただいて増やしたりというようなことも検討は日々しているところでございます。

自衛防疫組合、営農対策協議会、生産者含めて、自衛防疫のほうにはこれからも力を入れて取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

喜井町長。

○町長（喜井知己）

私のほうからも少しだけお答えをいたします。

今、檜山課長からお話があったとおりであります。昨日のサルモネラの質疑でもいろいろありました。いろんな事業をやっていく中で、最初の取り組みというのは生産者の人が全て自己負担というのは取り組みづらいたらうということもあって、今回のサルモネラの更なる対策については、最終日に提案をさせていただきたいと思っておりますが、まず町と農協で費用負担をして、まずそれで取り組んでいただく。

当然効果があるという前提のもとやるわけですが、最初はそういった形で取り組んでいただきたいということでございます。

そういう取り組みあるいは防疫の関係も、安藤委員さんおっしゃるように、まずやはり御自分の経営する農場ですから、基本的にはもちろんそれぞれの経営者の方が基本的に対応していただくというのは当然のことだと思いますが、それに対して、法定伝染病それからサルモネラのように届出伝染病という違いはありますけれども、この伝染病は今こういうふうに関係が大きくなってきている中で、やはり一番怖いのはこれだと思います。

そういったこともありますので、自衛防疫組合には関係機関全部入っています。あとそれぞれの地域で組織している酪農振興会としっかりコミュニケーションをとりながら必要な対応というのはやっていきたいと思っておりますし、いろんな情報提供含めてですね、しっかり先ほどお話があった外国人に対する対応も含めて、この取り組みというのはしっかりと今後ともやっていく必要があると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問。9番、安藤委員。

○9番（安藤幹夫）

御答弁いただきました。最後に一言。ヨーネ病も十勝管内で非常に発生している状況でない町村は鹿追を含めて2町か3町ぐらい今蔓延してきているので、やっぱり持ち込まないような対策を今後、協議していただいて、せっかくある組織ですので十分活用しながら進めていただければということで、答弁はよろしいです。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他にございませんか。5番、山口委員。

○5番（山口優子）

はい。決算書79ページ資料112ページになります。

環境保全センター費についてお伺いします。

瓜幕バイオガスプラントにあるハウスで、今作っている作物、そして今まで作ってきた作物の種類についてお願いします。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。城石環境保全センター担当課長。

○環境保全センター担当課長（城石賢一）

瓜幕の余剰熟ハウスで栽培している作物、どのようなものがあるかということですが、葉物野菜につきましては、レタス、ほうれん草、チンゲンサイ、ハーブ系でいきますとスペアミント、バジル、パセリ、そういったものを栽培しているところでございます。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問。山口委員。

○5番（山口優子）

私も全部把握しているわけではないですが、エディブルフラワーやバニラ、南国系の作物も研究とか試作の意味合いが強いのかと思いますが、そういうものも作っているかと思ったのですがそういうものはどうですか。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

城石環境保全センター担当課長。

○環境保全センター担当課長（城石賢一）

はい。試験研究という部分で食用花については、栽培をして一部販売をしていたところですが、そんなに需要がないということで今現在進めておりません。

またバニラにつきましては、十勝管内の各関係機関と連携をして、バニラの研究事業を進めているところでありまして、もう3年に近くなってきてるんですが、まだ花が咲いた

という状況ではありません。

ただ、他の一緒に取り組んでいるところでバニラの花がこのあいだ開花しましたので、その受粉作業も初めて試みたところなのですけれども、残念ながら受粉ができていないという状況ですので、まだまだ研究・調査が必要とっております。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問。山口委員。

○5番（山口優子）

瓜幕のハウスは今後、就労継続支援のB型に移行するということになりますけれども、そちらで作っていきこうという作物はレタスがまず初めに取り組んでその後、植物の種類増えるのかどうなのか分かりませんが、今までそういう作ってきたものとか研究とか試作の意味合いが強いものを作ってきた、今まで培ってきたノウハウであったり、試験であったり、そういう今まで積み上げてきたものは、どうされるおつもりなのか、お伺いします。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

城石環境保全センター担当課長。

○環境保全センター担当課長（城石賢一）

はい。今現在栽培して販売しているもの、これにつきましては販路先がありますので引き続き継続できるものは継続していきたいと考えております。

また、バニラ等の試験研究につきましても、直接余剰熟のハウスの栽培レーンを使わないで試験研究しております。それにつきましても、引き続き試験研究を実施していきたいと考えております。

○5番（山口優子）

はい、分かりました。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

1番、佐々木委員。

○1番（佐々木康人）

今のハウスの関係ですが、葉物の販売等を引き継ぐというのはB型就労支援の運営体にそのまま引き継ぐという意味でよろしいでしょうか？

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。富樫保健福祉課長。

○保健福祉課長（富樫靖）

はい。今の御質問についてですが、まだ利用者さんの就労状況が作業できるかどうかというところの見極めもございますので、引き継ぐことができれば引き継いでいきたいと思いますが、その辺は今後、見極めていきたいと思っています。それはもみじ工房とも相談しながら進めていきたいと思っています。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

1番、佐々木委員。

○1番（佐々木康人）

先だつての委員会でも資料出していただいたですけれども、B型就労支援事業所新規に立ち上げるに当たって、薬物収入も実はそのこの運営の収入に入っていた状況がありました。これからの話し合いで決めていくということですが、今までやってきた薬物の販売ですとかそういった営業的などころも含めて、B型就労支援にそのまま移行するというのはちょっと無理があるかと私は考えていますので、十分協議していただきたいと考えます。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。富樫保健福祉課長。

○保健福祉課長（富樫靖）

はい。レタス栽培の方はしっかり進めて、それは新たなもので、薬物野菜ということで収益に入っている部分でございますのでそれをしっかりやっていきたいと思ひます。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問。佐々木委員。

○1番（佐々木康人）

中身あんまり把握していないのかもしれないですが、レタスに限ってはそのB型就労支援に移行するという話なのでしょうか？

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。富樫保健福祉課長。

○保健福祉課長（富樫靖）

今のところ、利用者さんが可能な作業として、レタス栽培が可能ということでの作物でありますので、それは収益に入れて見込んでいるところでございます。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他にございませんか。7番、川染委員。

○7番（川染洋）

同じ79ページの環境保全センター費ですが、ちょっと私は違う角度から御質問させていただきたいと思います。

鹿追町の環境保全センター、2006年くらいだったかと思いますがけれども、立ち上がってから、もう20年近く経過している。

その実証実験の結果についてですが、鹿追町をフィールドとして実証実験を行いました。

これからも何かこういうことの実証実験あるいは実装実験などは鹿追町をフィールドに行われるという機会があるかと思います。その機会を掴んでいただきたいと思います。

なぜなら、その機会を掴まえて、鹿追町の住民が5人でも6人でも10人でも30人でも増えていくような、そんな計画を全体的に持っていただきたいと思います。

商店街の人たちは消費者がいなくなると、商業経営については大変なつらい思いをしていくだろうということを前提にして、質問させていただきたいと思います。

水素の製造について、これからどうするかということですが、今までは水素製造設備に隣接する定置式水素ステーションで、燃料電池、自動車等に充填販売をすると、これは今現在やられているということを私も承知しております。また、高压容器で運搬し、鹿追町および近隣施設の燃料電池への供給販売がどれぐらい今されているのかどうか、この実証実験として、これが行われたのかどうなのかということをお聞きしたい。

それから産業用水素としての販売も目的とされております。これらがどんなふうにして今進捗しているのか、その3つについてです。

1番目は、これは私も分かっています。高压容器での運搬と、作業用水素としての販売はどのようなふうになっているのかをお聞きします。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。城石環境保全センター担当課長。

○環境保全センター担当課長（城石賢一）

水素の事業ですけれども、平成27年から7年間、国の交付を受けまして実証事業やってきました。これを社会実装させていくというのがやはり重要であることと、今現在バイオマスエネルギーにつきましては、再生可能エネルギー電力として固定価格買取制度で販売しておりますが、残り4年で卒FITを迎えます。

卒FIT後の新たなエネルギーの多角的な利活用を考える上で、水素事業を継続して行っていききたいということで昨年4月から商用の水素製造販売事業を進めてきました。

当面は、水素の最大活用を図る上で、F C Vの導入、これは官用車または民間事業者、また個人ユーザーの御協力をいただきまして、今 20 台ほど F C Vが鹿追町内で導入されていて水素の活用が図られています。

燃料電池の関係につきましては、今現在チョウザメの施設に 700W級× 2 台これのみですけれども、今後で公共施設等の再エネ利用、水素利用ということで今後導入したいということで計画検討をしているところでございます。

産業ガスにつきましては、電気基板を作る、半導体を作る上で必要なガスでございます。帯広市にもそういった工場がございます。また北海道内には、日本を代表するような半導体製造工場が今後計画されております。

そういった部分で、うちでできた再エネ水素を最大活用していただけるように、今産業ガス会社が各方面に営業で歩いているところでございます。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

7 番、川染委員。

○7 番（川染洋）

はい。おおよそのことはわかりました。今後これからの具体的には、帯広だとか千歳にできる産業施設にもそれを販売していくことを計画しているとそういうふうに我々は理解していいということですね。

これが始まった時点では、ふん尿によるある種の公害、1999 年環境省が法律を作って、それを何とかしようという話で始まっているのがきっかけではありますが、乳牛 1 頭のその年 1 年間のふん尿で、この車の燃料として 1 万キロは使えるということでやっておりますが、それについては非常に良い効果があって結果が出ていると思いますし、水素ステーションの位置や数だとか車の量にもよりますからなかなか難しいところあるのでしょうけども、それらを鹿追町の住民が分かるように、いつ頃どうなるのか、どんなふうに考えているのかというのが分かるように我々も議会議員として住民に知らせなければならぬという周知責任はありますけれども、分かるように具体的に知らせる必要があるのではないかと思うところであります。

今、帯広とか千歳にできる新しいところに水素を供給することについては、これはしかおい水素ファームが計画しているということですか。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。城石環境保全センター担当課長。

○環境保全センター担当課長（城石賢一）

本町の水素製造施設、水素ステーションにつきましては、委員おっしゃるとおりしかおい水素ファームのほうに業務運営の委託をしております。

そちらのほうで、しかおい水素ファーム事業として継続させるためには水素を販売して収入をたくさん得なければいけないといったことから、このしかおい水素ファームの構成員の中には産業ガス大手の会社も入っておりますので、そちらが中心となって、販売量の強化推進を図っているところでございます。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

7番、川染委員。

○7番（川染洋）

はい。この水素ファームの社員の構成ですが、鹿追町の人は社員として入っていますか。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

城石環境保全センター担当課長。

○環境保全センター担当課長（城石賢一）

このしかおい水素ファームの構成員には本町は入っておりません。この実証事業を行いました主に4社のうちの主だった2社が構成員となってこの会社設立されております。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

7番、川染委員。

○7番（川染洋）

私は当初にお話しましたように、結局鹿追町をフィールドとして行われますけれども、鹿追町にとってどのような役に立っているのかということ住民に分かるようにしてあげなければならない。

先ほども申しあげましたけども、住民がその会社に就職ができるだとか、あるいはよそから30人50人が来るような組織の会社になるだとか、そういうことに気を配っていただきたい。努力していただきたい。

なかなか難しいことではあるとは思いますが、その流れでそのまま大きい会社がやるからそれに任せておこうじゃないかという考えではなくて、そこに中に突っ込んでいくと、自分たちが入っていくという、そういう気概が必要だと思います。

それが1点と、それからこのしかおい水素ファームの大きな一つの事業としては、サプライチェーン事業をやろうとして、これが始まりました。鹿追町では、そのサプライチェ

ーン事業が1から始まってどのぐらいまで進んでいると考えていますか。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

城石環境保全センター担当課長。

○環境保全センター担当課長（城石賢一）

はい。水素事業が重ねてになりますけども7年間今、商用の水素製造事業販売を行なっています。この2社が主に運営をしているところですけども、どんどん販売量が多くなると人も必要になってきます。ただこの人も、ただ車に乗って運ぶということであれば大型の免許があればいいということになるのですが、高圧ガスを運ぶとなると、高圧ガスの運搬のライセンスも必要になるなど、製造するための資格も必要になってきます。

そういった部分もあるのですけれども、この事業が本町でこれからさらに推進される上で、新たな雇用先の増につながっていくように、また本町で今後計画している実証事業もございます。

その実証事業の成功も祈りながら、成功した暁には鹿追町に根付く事業としてなったときには、鹿追町の人口増につながるような方策を進めていきたいと考えております。

この事業、委員おっしゃるように、供給連鎖サプライチェーン、自分のところから作ったものが運ばれて利用されるということの供給連鎖というのを目指した事業でございます。

原料となるのは、家畜ふん尿です。これは地元がたくさん豊富に存在します。ここから得られたエネルギーを溜めて、輸送して鹿追町内で最大活用が図れる仕組みが今後どんどん進んでいかなければいけないと思っています。

なかなか水素を使うものというのは、今現在、車や燃料電池、そういったものしかございません。一般市民が直接水素を直接利用できるとなると、やはり車が一番多いのかなと思います。さらにFCVの導入、これは企画課のほうでも導入補助も設けていただいております。そういったもの活用しながら増大を図り、車以外のものは今現在水素のこの国内業界団体と連携をいたしまして、トラクターや建設業機械の水素化の研究も進められておりまして本町も構成員として加入をさせていただいております。

そういった部分のさらなる活用も期待をしながら、サプライチェーンの推進を今後も図っていきたいと考えております。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問。7番、川染委員。

○7番（川染洋）

はい。おおよそ今後のことについても理解できるところであります。

サプライチェーンの話ですけれども、これは原材料鹿追町のふん尿処理の問題から発生していますから、ぜひその部分について、担当課長が考えておっしゃったこと、これをぜひ忘れずに鹿追町をフィールドとしているということを忘れずに前に進めていっていただきたいと、そういうふうにして思います。終わります。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

喜井町長。

○町長（喜井知己）

はい。この水素事業の内容、現状、それから今後の展開等については城石課長からお話があったとおりであります。

昨年の4月から国の実証事業の施設を町が譲り受けて、実証事業やっていた2社が合弁会社を作っていて、この水素の製造販売事業について専門的な立場から展開をしていただいているわけであります。水素社会と言われ久しくて、でもまたここに来て、この水素、次のエネルギーということで非常に注目も浴びておりますし、特に鹿追の水素は国内で唯一、家畜ふん尿から作られる本当に再エネ水素という特徴もあります。

飛躍的に販売量が増えるというのは、すぐは難しいかもしれませんが、今の町がこれから具体的に取組んでいく各公共施設の整備の中でも水素燃料電池の導入も数か所で計画をしております。ただ機械が高額のためたくさんというわけにはいきませんが、非常時対応ということも含めて、町も率先をして取組んでいきたいと思っております。

あと水素ステーションについては、できるだけ早い時期に十勝の中心である帯広市にこの水素ステーションがないと十勝全体での普及という点でも、そこが一番大きなことあると思いますので、何とか鹿追から水素を運ばばいいわけですからそういったことについていろいろ事業者の方にもお話をさせていただいているところであります。

様々、産業用水素の関係も城石課長がお話したとおりであります。いろんな方がこの鹿追の水素事業を含めたことで実証事業これから始まるものもあるわけであります。この場所でいろいろ実証を始めて、そしてこの場所で根付いて、事業がやっていただけるようにこれからもいろんな事業者さんをお願いをしたり相談をしたりということで進めていきたいと思っております。

こういう事業に伴って、雇用が増えていくのはもちろん理想であります。そういった形になるように、町としてもできることをしっかりと努力をしていきたいと思っております。

あと町民の方にいろんな機会で理解をしていただく必要があると思いますので、バイオプラントの取り組みについて、一定期間で広報紙等でも紹介もしておりますので、また折を見て、広報紙だとか、そういった媒体を通じて、この取り組みの進捗状況等もお知らせをしていきたいと思っておりますので今後とも御意見を賜ればと思います。

よろしく願いいたします。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

7番、川染委員。

○7番（川染洋）

あと終わりますと言ってしまいましたけど、一つだけ付け加えていただきます。

しかおい水素ファームは、地元地域に貢献する企業作りというふうに言われておりますから、その水素ファームに対して、鹿追高校の生徒一人でも二人でも事務職員系として、採用してもらえるような、そのような形にならないのかどうなのかということも、今後は町長が答弁された中身含めまして、考えていただきたいと思っておりますので期待をいたします。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁、喜井町長。

○町長（喜井知己）

はい。今の地元高校生の採用ということもございました。いろいろ事業者の方といろいろ相談しながら、可能であればそういった形でつながっていくのが一番理想でありますので、努力をしてまいりたいと思えます。

○7番（川染洋）

了解。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他になければ次に進みます。

6 款 商工費全般 85 ページから

90 ページまで

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

6 款、商工費、85 ページから 90 ページまでといたします。

質疑ありませんか。5 番、山口委員。

○5 番（山口優子）

決算書 85 ページ、資料 123 ページふるさと納税事業についてお伺いします。

令和4年度（2022年度）ふるさと納税寄付金額9,192万円ということですが、目標額はいくらだったのかについてお伺いします。

そしてふるさと納税に係る委託料、広告宣伝費についてもお願いします。

送料は5割ルールがあるので、それ以外にかかる委託料と広告宣伝費をお願いします。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。大西商工観光課長。

○商工観光課長（大西亮一）

はい、お答えいたします。

まず目標額ですが、当初予算で1億3,000万の予算額を計上しておりますので、ここを一つ目標にするとなっておりますので、1億3,000万が目標額でございます。

それから経費の関係ですけれども、委託料はポータルサイトの委託料も含めて、ポータルサイトの関係は手数料、役務費にも入っておりますので、役務費で550万弱。それから委託料で330万弱という数字になっております。

広告宣伝費については、同じく330万弱となっております。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問。山口委員。

○5番（山口優子）

それでは確認になりますけれども、9,200万の寄付金があつて、5割ルールに当てはめて4,600万、それから550万を引いて330万を引いて、330万を引いて、あと、町民税の控除額の645万を引くという計算でよろしいですか。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。松本副町長。

○副町長（松本新吾）

山口委員がおっしゃったのは、実績に町にどれだけ残ったかということを知りたいということでしょうか。

○5番（山口優子）

はい。

○副町長（松本新吾）

税の控除額は、総務省のホームページで今おっしゃったように640万が鹿追町のふるさと納税において控除された額になるので、経費を9,200万から今の経費、それと自主的に

ふるさと納税で町が減った分を引いた部分としてはそういう計算になると考えております。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問。5番、山口委員。

○5番（山口優子）

分かりました。目標額1億3,000万に対しての実績が9,200万ということで、私はふるさと納税の額はもっともっと増やせると思っています。

というのは、日本全体でのふるさと納税は毎年毎年増えています。

ですから、全体となる分母が増えているので、そこでの競争というか他町村との差別化でその中で厳しい競争があるのは、私としても理解はしているつもりですけれども、ただ、北海道の十勝というだけでも十分なアドバンテージ、優位な競争を進めているわけです。

他にも近隣市町村でたくさんの寄付金を集めているところあるのでもっと頑張れると思います。

そもそも1億3,000万という目標ですけれども、やはりこの目標があってそれに伴う計画がある。今人気の返礼品とか、そういうものの分析、出身地の分析はあるのですけれども、年齢別の分析とかそういう点はどういうふうになっているのでしょうか。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。大西商工観光課長。

○商工観光課長（大西亮一）

はい。委員おっしゃるとおり、ふるさと納税に関しては、今右肩上がりです。寄付額が全国で伸びているという状況でございます。残念ながら鹿追町の寄付額については、横ばいで今進んでいるという状況です。私どもとしましても、令和4年度（2022年度）、リピーター対策、民間の調査でも約60%の方が、再び同じ町に寄付しているという実績もありますので、こういったリピーターの対策あわせて写真の入れ替えなどをやってまいりました。

しかし残念ながら、結果として目標に達しなかったという状況になっております。

各寄付された方の分析になりますけれども、残念ながら年齢というのは、寄付を受けるときに集めておりませんので、住所の要件しかございませんのでなかなかそこで分析するのは難しいと思う。

ただ、昨年度、新聞広告を首都圏それから関西方面に出させていただきましたが、出した後、お電話で新聞を見たので寄付したいということで比較的年配の方からいただいたという案件もありますので、そういった新聞を見られている方は、比較的年配の方で問い合

わせも多いと思います。

あとSNSそれからポータルサイトから直接申し込まれる方は、比較的若い世代の方を中心にしていると思っております。

詳細については先ほど申し上げたとおり、今分からないという状況でございます。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

山口委員。

○5番（山口優子）

はい。ふるさと納税を商工観光課の方、または役場職員の方はされているのかどうかをお伺いします。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。大西商工観光課長。

○商工観光課長（大西亮一）

はい。職員に関しては、担当職員に関して私のほうから他の自治体の事例も含めて寄付を一度してみたらどうだという話をしていますが、実際にしたという話は聞いておりません。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問。山口委員。

○5番（山口優子）

やはりですね、役場職員の方もふるさと納税やってみてほしいと思います。

やってみて、正直、町税が流出するということになりますけれども、やらないことにはわからないと思います。

やってみて自分は何を基準に、その返礼品の自治体を選んだのか。全くやったことがないのに、対策はできないと思います。

例えば1か所でもいいですけれどもみんなでやってみて、どういうところに魅力を感じてその自治体を選んだのかという研究も必要だと思います。行なったことがないとかやったことがないものに対して目標を掲げて頑張ろうと言っても理解できないと思う。

それでふるさと納税自体は、いい制度なので日本中でどんどん広まっていますし、全体の母数も今後どんどん増えていきます。一度やったことがある人は、もう多分止めません。どんどん増える一方だと思うので、まだまだ開拓の余地はあります。

ふるさと納税やったことがない人に対しても、やったことがないけれども鹿追町のこの

返礼品が魅力的だとか鹿追町のこういう取り組みが魅力的だからやってみようというふう
に増やせるので、決まっているパイの中での取り合いでは決してないと思います。もっと
力を入れてやってほしいと思うのですけれども、数年前はこのふるさと納税の事務を二人
から三人ぐらいでやっていたと思いますが、今専任の職員一人で、それに会計年度のパー
トタイムの方が兼務で一人ということで、ほぼ一人でやっているような状況。あと先ほど
課長もおっしゃっていましたが、SNSもその方だけがやっている。

事務所も道の駅の後ろにあるので、対面での観光案内もしないといけないというような
状況で、目標を掲げて、これのために頑張ろうというのはちょっと人手が足りないという
かその振り分けの問題もあるのかなと思います。

人事なので町長の範疇とは思いますが、ふるさと納税、私は頑張してほしいですし、も
っと力を入れて町として取り組んでいけるまだまだ伸びしろがある部分だと思っています。

そこに今一人しか配置してないというところについてお伺いしたいと思います。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。大西商工観光課長。

○商工観光課長（大西亮一）

はい。まずふるさと納税の先ほどいただいているお話の件ですが、私どもとしてもやは
りこのふるさと納税を伸ばしていくということは、町内の事業者が提供していただい
てる返礼品、町内の商品を外に広めていけるということです。引き続き努力していき
たいと思っております。

令和5年度（2023年度）になりますが、新たに中間管理事業者を入れております。この
事業者と全国的な情報も持っておりますので、そういった情報を受けながら、あわせて鹿
追町のこれまでのふるさと納税の内容も見ていただきながら、どういうふうにしていくと
もっと寄付額が伸びていくのか、全国の方々に鹿追町を知ってもらうことができるのかを
一緒に考えていきたいと思っておりますので、そのように進めていきたいと思っております。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

喜井町長。

○町長（喜井知己）

はい。ふるさと納税担当の人員の関係ですが、課長から話があったとおり今年からそう
いう取り組みを始めております。もちろんそういうことをやれば当然経費もかかってくる
わけですから、新たに経費はかかってくるけれども、そういった形で取り組みを強化し

て必ず成果が上がってくると思っております。

10月からふるさと納税ですが、返礼品の割合等々の規制がだんだんきつくなってきますけれども、それはその中でまた工夫をして、伸ばしていくように頑張っていきたい。

それから職員が他の町のふるさと納税云々ですけども、そういう考えもあるかもしれませんが、実際にしなくても見れば分かるわけですから、正直、やはり町税が流出する、しかも職員が率先してやる、それは個人のことなのでやるなとは言えませんが、職員が個人的な範疇でやるのはそこまで言うことはできませんが、自治体職員が率先して他の町にとというのは、当然、私の立場でも奨励をするということにはならないと思います。

こういう時代ですから、どこのホームページでも見ることができる。どんなものを用意し、やり方をしているというのは把握できるので、他の自治体の取り組みを研究していくことは大事なことです。しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問。山口委員。

○5番（山口優子）

はい。おっしゃることはわかりますけれども、やはりホームページで見ただけではわからないこともあります。自治体によっては町長のお手紙が入っていたり、年末にカレンダーが届いてみたり、返礼品とは関係ないところでイベントのお知らせが来たりとか、そういうこともあります。

やったことがないというのは、継続的に全ての限度額までずっとということではなくても、最低でも1回か2回はやってみた方がいいと思います。

なので役場職員という立場上、個人的な部分は咎めないという話ですけども、全く知らないものに対して、これを頑張ろうというのはちょっと無理があると思うので、そういうことも検討していただけたらと思います。

以前、町長が総務課長をされていた時代ですと2億とかそれぐらいあったわけで、そのときにかけた広告宣伝費も結構膨大ではありましたけれども、まだまだ伸ばせると思っているのでぜひ頑張ってくださいと思います。

終わります。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

喜井町長。

○町長（喜井知己）

はい。職員のふるさと納税のことについては先ほど申し上げたとおりですが、2億円に行ったという時期もございました。これは正直言うと、取り組んでいる自治体も少なかった。それと当時クレジット決済を入れた途端に急に伸びた。あのときは事業者さんも農協さんなんか本当に大変で非常にあのときはそういう意味でいい時代だったというのは正直あります。

私の力は全く無いのですが、いろいろ返礼品の基準も、その当時はそんなにきつくなかったということもありました。ただ今年から特に力を入れて頑張っていますので、期待をさせていただいて結構かと思えます。よろしく願いいたします。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問よろしいですか。

○5番（山口優子）

はい。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他にございませんか。1番、佐々木委員。

○1番（佐々木康人）

はい。関連で決算書85ページのふるさと納税事業、観光費になりますが、令和3年度（2021年度）から令和4年度（2022年度）にかけて若干ですが、伸びているというところもありますので、私はここも評価したい。職員の創意工夫があるのではないかと考えています。

また令和4年度（2022年度）のその経費の関係ですが、先ほども山口委員からありましたけども、割合として実際に募集に要する費用が、何割なのか。多分正確には出ないでしょうけども、どれぐらいの割合で経費がかかっているのかまず一つお聞きしたい。

先ほど町長の答弁もありましたが、10月1日からその5割これが厳格化されるということになります。この5割の中には、いろんな寄付金の受領書発行、それから先ほど委託費の関係も出ていましたが、そういったものがどんどん入っていくと当然その5割以下にするというところですごく圧縮をされて、ふるさと納税の返礼品の品質が保てるのかどうかという、そういうその自治体の工夫が非常に必要になってくるころだと思いますので、まず10月1日の厳格化になったときの影響、それと令和4年度（2022年度）の割合についてお知らせください。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。大西商工観光課長。

○商工観光課長（大西亮一）

はい。お答えいたします。まず経費率の関係ですが、これまで国から募集に関する経費ということで、先ほどのポータルサイトの手数料であったり返礼品であったり送料であったり、こういったものを全て含んだ経費が募集に関する経費として計上されていまして、令和2年度（2020年度）で51.8%になっておりました。

50%という基準がありましたけども、残念ながらここを超えてしまったということでこれは広告費を少し多く出しすぎてしまったというところで寄付が伸びなかったということに起因するものと思っています。

今委員おっしゃったとおり、令和5年（2023年）の10月から新たな制度改正になりまして、全ての経費を盛り込まなくてはいけないということで、仮に令和4年度（2022年度）、全ての経費を盛り込んだ場合、54.7%となります。令和5年度（2023年度）の当初予算ベースでは52.3%ということでこの50%を超えている分を圧縮しなければならないです。

これまで年度の当初予算を組んでからこの話が出てきましたので、既に執行した部分もありますが、執行を止めた例えば広告費の一部を止めていたり、その他の部分を今抑制していくことによって、予算ベースであります50%を切るところまではなっております。

ただこれはあくまでも今年の寄付額の目標額それから経費も全部出たというところになりますので、決算段階で実際に50%を切るようにこれからも努力していきたいと思っております。

また、今お話にあったように、全ての経費を盛り込んだのこれからのふるさと納税の形となっていきますので、委員おっしゃるとおり、返礼品こういったものの率これまでは3割以下ということで、本町においては28%ぐらいの寄付に対して返礼品を出させていただいたのですが、それではなかなか他の経費が入ってこられないこともあるので、今細かく一つ一つの返礼品に応じてその額を算出しておりますけども、最近の傾向でいくと他の自治体よりも、同じものであれば、寄付額が少ない方が寄付されるという傾向が非常に強くなっておりますので他の自治体の状況を見ながら、同じくもしくはそれより下げられる努力をしていきたいと思っています。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

1番、佐々木委員。

○1番（佐々木康人）

はい。今のところすごく大事なところでありまして、返礼品の中身をどうするのかというのは、ふるさと納税をやっている事業者の方の努力や経費削減というのは当然行政側でも必要になってきますが、特に事業者側については今回の改正は6月ぐらいに総務省の方から発表されているはずですので、寝耳に水みたいなところの改正内容になっていますので、ぜひ丁寧な説明をしていただいて返礼事業者からの不満も出ないような形で50%の厳格化に向けて、対応していただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。大西商工観光課長。

○商工観光課長（大西亮一）

はい。委員おっしゃるとおり6月から10月ということで4か月足らずということで、なかなか返礼品を出していただいている事業者の方々にとっても、例えばパッケージの容量変えていくとか、品物の数や中身を少し変えていくとかなかなか難しいことがあると思っておりますので、この辺は一つ一つの事業所の方としっかりとお話をしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

よろしいですか。

○1番（佐々木康人）

はい。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他にございませんか。2番、黒井委員。

○2番（黒井敦志）

決算資料の9ページ、商工費に地域活性化起業人制度による人材派遣を活用し、本町の観光課題の掘り起こしとの記載がありますけれども、課題をどのように捉え、どのような対策をしたのかどう生かされたのか。

代表的な事例を教えてください。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。大西商工観光課長。

○商工観光課長（大西亮一）

はい。御質問にお答えします。

地域活性化起業人制度につきましては、令和4年度（2022年度）から導入をした制度でございます。令和4年度（2022年度）から3年間の予定ですが、東京にある株式会社キャンプサイトというところから人材を派遣していただいております。

この中で、首都圏の事業者の方々は、首都圏で飲食店をやる場合に、なかなか自分のところで調理をする下処理をすることがコスト、それから時間がかかるということで、こういったものを鹿追のほうでやってもらえないかという要望がありましたので、こういったものについて対応できるかどうかということを実業者の方々と検討したところでございます。

それから、今、鹿追の農芸公園が非常に綺麗に整備されていますが、これをどうアウトドアの場所として活用できないかということも一緒に検討したところでございます。

あと併せて事業者の方からも、鹿追町なかなかビジネス目的で来たときに泊まる場所がないということで、これについても何か泊まる場所を作れないだろうかということで、私どもとしましてもやはり滞在時間を長くすることによって、飲食や宿泊など様々な部分で観光消費が行われると考えていますので、こういった宿泊施設の整備、検討できないかということで、4年度（2022年度）はそういったものを課題の洗い出し、その整理をしました。

5年度（2023年度）はそれぞれ事業を動かしており、農芸公園に関しては10月にも行いますが2度アウトドアのイベントを実施します。

これから農畜産物、出来上がってまいりますので、首都圏とのそういったやり取りも進んでいくと思っております。

以上です。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問。2番、黒井委員。

○2番（黒井敦志）

観光という形になれば、商工観光課だけになりがちですが、来訪者を増やすというような意識を持てば、町全体のチェーンになると思います。

今回得られたノウハウとか知恵を、様々な来訪者を呼び込む組織や部署で共有していただければと思います。答弁はいりません。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

ここで暫時休憩とします。再開は13時00分とします。

休憩 11時40分

再開 13時00分

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議場の気温も上がっておりますので、脱衣を可といたします。

7款 土木費全般 89ページから

8款 消防費全般 96ページまで

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

7款、民生費と8款、消防費、89ページから96ページまでとします。

質疑ありませんか。

3番、金子委員。

○3番（金子孝伸）

決算書91ページ、決算資料10ページにあります花とみどりについてお伺いします。

しかおい花フェスタ2022の開催について、8件の庭主様の御協力のもと開催されたと記載されております。ここ数年、私の個人的な感覚ではガーデン公開先の固定化が顕著なのかなと感じを受けております。今後、そのガーデン公開先の減少も念頭に置いた考え方を持たないといけないのではないかと考えますが、担当課の方の考えを聞きたいと思います。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

はい。花フェスタの関係で御質問いただいておりますが、令和4年度（2022年度）、8件の庭主様の御協力をいただいて開催しております。また令和5年度（2023年度）につきましても、同様に8件の庭主様に御協力いただいて開催しております。

始まった当時は、20数件ほどの庭主様の中で開催をさせていただいておりましたけども、やはり高齢化などによる減少は現在避けられない状況になっているのは担当者も認識しております。今後も何とか新規に庭主様も探していますが、なかなか見つからない状況になっておりますので、今後も庭主様の普及と活動を現状維持しながら進めていきたいと考え

ております。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

よろしいですか。

○3番（金子孝伸）

はい。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他になければ次に進みます。

9 款	教育費	1 項	教育総務費	95 ページから
		3 項	中学校費	102 ページまで

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

9 款、教育費、1 項、教育総務費から 3 項、中学校費、95 ページから 102 ページまでといたします。

質疑ありませんか。5 番、山口委員。

○5 番（山口優子）

決算書 97 ページ、教育振興費についてお伺いします。

教育支援センターひなたぼっこについてお伺いします。

学校に行きづらい子や不登校のお子さんのケアとして、教育支援センターひなたぼっこが開設されて活用されていますが、その活用状況をお願いします。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

天野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（天野健治）

はい、お答えいたします。教育支援センターの活用状況ということで、大きく 2 点です。1 点目は、児童生徒の活用状況ですが、お子さん自体によって、利用状況は多々ありまして、コンスタントに使っているお子さんが昨年 4 名です。

それ以外については、もう 1 点としましては、お子さんが学校に通いづらい通いにくいと感じている保護者に対して、指導員が相談を受けていることを主に日常的に行なっている状況です。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問。山口委員。

○5番（山口優子）

はい。ひなたぼっこを使うにあたり、その申請の方法、そこにつながるルートといたしますか、まず保護者からの申請があつてから先生が紹介するのかそれとも先生方から紹介をするのかそのあたりはどのようになっているのでしょうか。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。天野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（天野健治）

はい。関係する保護者に対しての周知方法については、様々な方法がございます。

今お話ありました先生の方からということももちろんございますが、発達支援センターや教育委員会の方から、そういう事案がありましたら御紹介をしているという状況です。

手続きとしましては、基本的には学校長、学校を通して教育委員会に上げていただくということで、学校が知らないうちに話が進まないようにというような手続きを踏んでおります。以上でございます。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問。山口委員。

○5番（山口優子）

はい。この学校に行きづらい子のケアとして、ひなたぼっこが開設されてそれを活用していただいている保護者、児童もいらっしゃいますし、活用まではいかなくてもそういう場があるということで、心の安心につながっているという面もそういう受け入れる状況がいざとなったらあるという面でのメリットもあるかと思えます。

とても有用な施設であると思いますが、実際、保護者の方から寄せられた声で不登校の状態、学校を休む状態になって、担任の先生から3か月何も連絡がなかった。

その先生はひなたぼっこという存在を知らなかったそうです。

そういう状況というのは、担任の先生がどうというよりもそれは学校に来ていない子がいるのであれば、その状況を担任はじめ、学校全体で共有して、校長が例えば週に1回、月に1回でもいいのかもしれませんが、今どういう状況なのかということをコンスタントに確認して寄り添っていかないといけないと思えます。

また担任が知らなくても、校長が知らないということはないでしょうから、そういうお

子さんに情報がいってなかったという事例がありました。

ひなたぼっこの紹介もなかった、そもそもその先生は知らなかったというお話だったので、町全体で今そういうお子さんが学校に行きづらいと言っているお子さんはどのぐらいいるのかというのは常に把握をして、その子がどういう状況にあるのか追いかけて把握する必要があると思います。

そしてもちろんひなたぼっこのことも紹介した結果、そこに行くか行かないかはまた別の問題だと思いますが、紹介しない、知らないというのは少し問題だと思うのできちんとしていただきたいと思います。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。天野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（天野健治）

はい。今頂戴しました情報については、昨年度のいつの時の話か分かっていないですが、基本的には各学校、小・中の先生方そして高校の先生方にも教育支援センターの存在については周知できていると思っております。

一方そういう事案が、もしあったということであれば再度周知しなければいけないと考えております。また指導の段階で必ず教育支援センターを紹介するかどうかは、そのときの判断もあると思いますが、広く周知していくということに関しては、積極的に進めていきたいと考えております。以上でございます。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問よろしいですか。

○5番（山口優子）

はい。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他にございませんか。9番、安藤委員。

○9番（安藤幹夫）

決算書97ページ、財産管理と決算資料10ページ、学力向上について、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な授業改善を図り、「令和の日本型学校教育」の構築に向けて取り組んできましたということですが、この「令和の日本型学校教育」はほとんど調べていないので、今日は時間もありますから詳しくなくていいのですが、概要と取り組んできて進めている中での成果それから課題となるものを簡略でいいので御説明をいただきたい。

財産管理につきましては、教員住宅の改修等は4年もかけて改修をしてきていますが、居住率、実際に町内に居住して住んでいただけている教員の率、数が分かればお願いします。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。天野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（天野健治）

はい。私の方からは「令和の日本型学校教育」ということについてお話をさせていただきます。

「令和の日本型学校教育」という言葉ですが、これは文部科学省の答申から出ている言葉で現行の学習指導要領は、「令和の日本型学校教育」を目指した学習指導要領で進んでいるという日本全体の状況でございます。

御質問の具体的に中身は何かということに対しましては、抽象的な言葉で恐縮ですが、子供たちが主体的に学習をしていきましょう。そして主体的に課題に取り組んでいきましょう。そうすると、友達同士もしくは学校の外の大人と対話、協働をすることが生まれるはずというようなことが基本的には目指されております。

本町でも進めております主体的・対話的で深い学びというものを一言で御説明申し上げますと、探究教育、探究活動ということになります。これは学習指導要領にも書かれておまして、探求をやりますと言っても難しいので、子供の姿で申し上げますと今申し上げたような各課題に子供が自分で主体的に取り組むというような姿というように開始することがいいと思っております。

分かりやすく、逆に申し上げますと、主体的ではなく対話的ではなく協働的ではない学びというものは、一例としてあえて挙げるとすれば先生が一方向的に子供たちに知識を教えるといったような授業のスタイルはその反対側というふうに言われておまして、先生方が教えるだけでなく子供たちがどのように自発的に学べるようにするかということ、先生方は支援していこう、変えていこうというのが今求められている教育でございます。

日本型と付いていますのは、世界的に見ましても、清掃活動や生徒指導、いわゆる日本以外の教育については、基本的には学習について責任を持つのが教員の仕事とされていますので、給食指導や掃除などそういうことについては教員の仕事ではないというふうに世界的には考えられておりますが、日本の良い教育の姿としては、今申し上げた給食指導や掃除の姿、そういったところでの生徒指導ということも含めた全体的な人格形成というこ

とが日本型ということで強調された言葉と解しているところでございます。

以上でございます。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

宇井学校教育課長。

○学校教育課長（宇井直樹）

はい。教職員住宅の使用の状況です。今、教職員住宅について58戸保有してしまして、入居しているのは34戸ということで割合については60%程度です。それから教職員と事務職員も含めた教員の総数が、令和4年（2022年）で101名、先ほどの34戸が町内に住んでいますので、居住している先生の割合というのは約35%ということになります。

以上です。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問。9番、安藤委員。

○9番（安藤幹夫）

はい。ありがとうございます。まず教員住宅について、半数以下の方が町外から通勤されている。それはそれぞれの事情があると思いますが、天野主幹が言われましたように日本型の教育というのは、地域と密着した教育というのが基本に置かれていると思います。

私も詳しく答申内容に全部目を通したわけではないですけど、先生方に全てを委ねる教育ではなくて、地域の人たちまた地域の本町で言えば自然を生かせる素材のものを生かして子供たちを最終的に社会に送り出して強い社会で、少子化になって本当に社会が成立するかしないかという将来、不安のある中で強い子供たちを育てあげるための過程が一つの今の教育方針なのかなと思います。

本町においては、幼児から高校までの一貫した教育の中で、日本型教育の中でも、幼児教育それから地域における教育等が当然入っていると思いますが、教育執行政策の調書の中でも例えば幼児教育においては、B評価。やっぱりA評価までいかないということは、まだ課題が残っている。

それからジオパークの出前授業についても、全学年、教育を受けていますがそれは単位の関係もあろうとは思いますが、年に1回、多い学年でせいぜい3回程度しか行っていないという状況の中で、やはり今後、地域全体で考える教育というのが一つの大きなコンテンツになってくるかなと理解しています。

だから部活についても、地域の先生の指導ばかりじゃない地域が入ってやっている、そ

ういった取り組みをしているというのが、一つ本町の特色あるその教育の方針というものを指導要綱が変わったからというだけではなくて、本町におけるその多くの自然のある中で子供たちを伸び伸びと育てて、社会に送り出すというような特色ある形のもので生かしていける形の教育というのは、それが私には言えば日本型の教育なのかなと解釈もできると思います。

その辺の取り組みについて、指導要綱が変わったのは令和4年（2022年）からまだ1年しか経っていないので、今後どういうふう展開していくかはまだいろいろあると思います。

その辺のことを今後、何が課題としてあるのかなというのは、答申の中でもいくつか出されていると思います。

そのあたりをどういうふう踏まえているのか、お答えをお願いしたいと思います。

教育長。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

渡辺教育長。

○教育長（渡辺雅人）

はい。令和の日本型教育また町の特色ある教育等について、御質問いただいたところがあります。

委員言われるとおり、本町小中高一貫教育、長い間取り組んできているところでありま

す。また特に幼児期からの英語教育や今言われたようなジオパーク、今はジオパークを生かした環境教育を中心に行なっているところでもあります。それら教育をやっているわけですが、長年の取り組みが鹿追の教育の大きな特徴でもあり、また高校へつながる高校への魅力、またまちづくりにおいても、特色の一つであると思っています。

言われたように、地学協働、地域と学校そして保護者が連携して教育を進めていかなく

てはいけないと思っています。これからも部活動の改革もそうですが、そのみならず、学校活動様々なところで地域の協力を得ながら、また先ほど言われた教員の方の居住の関係も、校長先生、教頭先生は募集して補充していただいております。

また居住地は、あくまで自由ということもございますが、町の事情も取り組みもお話し

ながら、なるべくスムーズに進められるように今後も努力をしていきたいと思っておりますので御理解いただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問。9番、安藤委員。

○9番（安藤幹夫）

はい。新しくはない元々ある言葉で、日本型教育というのをさらに構築しようというのが基本にあると思いますが、変わってきた時点で我々も理解していかななくてはならないことは当然のことでありまして、その学校の先生も全てをやってもらおうということになると相当レベルの高い先生ばかり集めなくてはならない難しさもあると思います。

そういったものを、町の全体で考えていくためにも我々の議会もまたより詳しく天野先生の御指導を受けながら、御説明を聞きながら再度検討していく必要があると思いますので、本日は、ここまでの説明とさせていただきます。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他になければ次に進みます。

9款	教育費	4項	社会教育費	101ページから	
			5項	保健体育費	108ページまで

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

9款、教育費、4項、社会教育費から5項、保健体育費、101ページから108ページまでといたします。

質疑ありませんか。2番、黒井委員。

○2番（黒井敦志）

決算資料11ページ、8行目にあります社会教育です。

映画「おしゃべりな写真館」制作に対する支援を行なったとありますが、今まで一般行政の企画で映画を担当していましたが、社会教育が今回担当になった狙い等を町長にお伺いしたいと思います。

質問の意図は、以前は「映画は町おこし」ということをねらいで企画課、ドラマの撮影は主に観光地のPRとして、商工観光課で仕分けしていた時代がありました。

町全体で映画を成功させようとする事例が過去にあり企画課長が旗振り役になり、商工

観光課長もしっかりと連携していた映画がありました。

鹿追で撮影された様々な映画、CDなどの紹介もホームページで紹介していたのは、企画課のところがありました。

先日、和ら美の須永さんにお伺いすると、映画招聘で成功している自治体はしっかりと受け入れ体制ができて、ノウハウも職員間で引き継がれているというようなお話を聞いております。

これからも映画招聘を継続的に考えると、一般行政側が望ましいのではないかと思います。これからの活用も含めて、そういう感じを持っていますので、町長に少しお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。喜井町長。

○町長（喜井知己）

はい、お答えをいたします。従来の取り組み方の御紹介もいただきました。

今回の映画に関しては、主として今回、教育委員会が窓口になったわけですが、教育委員会だけが対応したわけではなくて、当然町の部局、企画課あるいは商工観光課、他の課も連携をしながらいろいろ取り組んできたわけであります。

社会教育に担当させたことは、特にこれといったことがあるわけではありませんでしたが、いろいろ映画の内容も大体事前に聞いておりましたので、主に舞台が教育だとかそういうのに関連した部分も多いということもあって、社会教育課が最終的な窓口になったと思っております。

こういう映画の作成というのは、しょっちゅうそんなにあるわけではないので、こういったことがあった場合、できる限りの地元としての対応をするのは必要なことだと思っております。

これまでの撮影に関しても、当然支援という形で、町の予算も議決をいただいて、民間の協力組織も具体的に活動していただきましたので、なかなか制作段階に直接の支援というのは難しい面もありましたので、基本的に側面的な支援あるいは撮影場所の提供、スタッフの方の居住関係など、できる限り協力をさせていただいたと思っています。

映画も出来上がりまして、12月には文化祭というような形で、町民向けの上映他、文化活動を含めた機会も設けられるということでございます。

今後、全国上映と移っていくわけですが、それまでの間にも、町として支援できること

が恐らくあると思いますので、いろいろ担当の方と話をし、町としてできる支援はいろいろ検討をしていきたいと思います。

いろいろありますけども、せっかく鹿追のいろんなところを舞台として作られた映画でするので、できる限りの支援を心がけていきたいと思います。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

2番、黒井委員。

○2番（黒井敦志）

できる限りの支援というお言葉をいただきました。ありがとうございます。

50周年を迎える帯広鹿追会や多くの鹿追出身者の方々にも見ていただいて、応援の輪を広げてこの映画が成功するように期待しています。

以上です。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

他にございませんか。5番、山口委員。

○5番（山口優子）

はい。2点お伺いします。決算書103ページの図書館費について、決算書105ページの神田日勝記念美術館費について2点お伺いします。

鹿追町新図書館建設検討委員会の答申が、今年の3月に出了たわけですが、その答申の内容とそれを受けてどのように今後していくのかをお伺いします。

もう1点、神田日勝記念美術館の件ですが、神田日勝の役を「なつぞら」というNHKのドラマで吉沢亮さんに演じていただいたその御縁で、音声ガイドを使って、日勝の作品を案内しています。

吉沢亮さん、神田日勝との関係をもっとPRしていくべきだと思いますが、まずそこについてお伺いします。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。平山社会教育課長。

○社会教育課長（平山宏照）

はい、お答えいたします。まず、新図書館建設検討委員会の答申ということでございますけども、新図書館の検討につきましては、平成31年（2019年）の3月に諮問がありまして、その間、コロナ禍がありまして一旦令和2年（2020年）の8月に中間報告という形で報告させていただいております。

そして、令和5年（2023年）3月に答申が出されたところでございます。その答申の内容でございますけれども、いろいろ細かく検討していただいております。

新図書館のコンセプトとしまして三つ挙げられております。

居心地の良いやさしい図書館。

本を読んだり、借りたりするのに、心地よい場所であってほしいと。それは私達、家で暮らしていて、職場学校に行つてというような往復のような暮らしですけれども、それ以外の第3の場所サードプレイスという他にも、居心地の良いの居場所としての図書館の利用、そういう場所であってほしい。

二つ目、知恵が生まれ、学びが育つ図書館。

図書館というのは、これまでの先人たちの知恵を書き記したものが収められております。

それらの知識や経験を、今後の生活に生かしていくための蔵書や資料の収集を行う。

そして、利用者も知的好奇心が生まれ、より学びが進むような場所であってほしいと。

3点目、人がつながる交流が生まれる図書館。

幼児から高齢者まで多くの方が、本というキーワードを求めて利用される施設でございます。その場所を本だけでなく、地域コミュニティが作れる場であってほしいということで答申がなされております。

この答申後、社会教育委員の会議で報告されております。また、今年の7月には教育委員研修会が札幌であり、その際に先進地の江別の本屋で本の選び方や読む場所、勉強する場所、作業する場所が整えられている場所、カフェスペースも備えられている場所ということで、視察をさせていただいているところでございます。

今後は更に具現化するために、本当はお金をかけて精密な図面など案を作ればいいのですが、そのようなお金もありませんので、今のところは図書館職員が普段使っているこのExcelやWordのソフトを生かして、理想とするこの思いを込めて、理想とする図書館の平面図を今作っているところです。

この活動を引き続き行いながら、建設がいつになるか今答えられませんが、そこまでに至るまでのできる作業については進めていきたいと考えております。

あともう1点、吉沢亮さんのガイドについてですが、今年度いっぱいでのこの使用の権利が切れる予定になっております。

社会教育・美術館としましては、今後も引き続き使用させていただきたいと考えておりまして、今後、事務所の方との交渉になると思います。

お許していただけるならば、引き続き利用したいということで進めさせていただきたいと考えているところです。

美術館利用者の約5%弱の方が、音声ガイドを利用されているという状況でございます。

とても活用されているということで、引き続き利用できるような形で進めていきたいという望みでございます。

以上でございます。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

教育長。

○教育長（渡辺雅人）

はい。今平山課長が申し上げたとおりでありますけれども、図書館の検討委員会につきましては、コロナ前に諮問をして、コロナ禍でなかなか検討できない時期もございましたけれども昨年、検討を再開していただいて、3月の下旬に答申をいただいたというところであります。

内容については今申し上げたとおりでありますけれども、答申の中には、さらに多角的に調査研究を深めて具現化する必要性があるのではないかということと、あとはさらに町民議論がさらに必要という御意見もあったところであります。

現状については今申し上げたとおり社会教育委員や図書館の協議会員に情報共有しているところでありますけれども、またさらに議論を深めていくべく、図書館の担当の方でも資料作りを今しているところであります。

整理ができましたら、理事者、議会、教育委員等にも情報提供、御相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

吉沢亮さんにつきましても、平山課長が申し上げたとおり、今ホームページ上で吉沢亮さんがナビゲーターをやられているという告知はされていますが、もし来年度以降も使わせていただけるのであれば、さらにPRすべく検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

再質問。5番、山口委員。

○5番（山口優子）

はい。図書館については職員の方で平面図を作って進めているというお話でしたけれど

も、議会の方にも引き続き説明いただきたいと思います。

神田日勝記念美術館の吉沢亮さんのお話ですが、私は吉沢亮さんが神田日勝の役をすばらしい演技で演じてくれたということの価値を全然分かっていないのかなと思います。

音声ガイドの契約が今年度いっぱい令和6年（2024年）の3月までで切れますが、まあまあ利用していただいているというお話でしたが、全然利用率足りてないと思います。

吉沢亮さんは、今本当にすごい俳優さんでなつぞらの神田日勝の役をやっていただいて、大河ドラマの主役もやって、あと大ヒットした映画の東京リベンジャーズとかキングダムとかの主要なキャラクターを演じていて続編もできていて、今日本でトップ俳優の一人で、その方のファンと言ったら、数百万人ではきかないぐらいものすごいファンがいる。

小学生から大人まで女性を中心に、男性のファンもいっぱいいますけれども、ものすごい数のファンがいて、なつぞらの後もどんどんファンは増え続けています。契約更新も難しいというかすごくお金が上がっていると思います。

私はこの鹿追町が、この神田日勝記念美術館をPRしていくにあたって、もっと吉沢亮さんをPRしていく、そのつながりを押していく必要があると思います。

吉沢亮さんのファンが、推し活といいまして聖地巡礼とかですが、なつぞらの故郷で音更町の道の駅に行っています。鹿追町の神田日勝記念美術館までは、まだたどり着けていない。

たくさんファンがいらっしゃるので、もっとPRしていけば人が呼べます。

そこで吉沢亮さんのファンが、神田日勝記念美術館に聖地巡礼としてきた人が満足できるようなコーナーを作った方がいいと思います。

この音声ガイドを作成したときの館長のブログとかあります。そういったエピソードを印刷してちゃんと拡大して壁に貼ることや、トークショーをしていただいたときに広報で何ページにもわたって特集しました。そういったものも拡大して貼る。

また、トークショーをしたときに、吉沢亮さんが座った椅子はこれですよって展示するですとか、あと吉沢さんが絶筆の半身の馬の絵の作品を眺めている写真があります。

その写真を飾ってここに立てば同じアングルで写真が撮れますとか、いくらでもやりようはあると思います。

本当にこの価値を、もっと活用するべきだと思います。

音声ガイドも431人しか活用してないですけど、やっぱり検索しても出てこない。

来てもそのカウンターの上にこのぐらいの小さい音声ガイドありますよという案内があ

るだけで、もうファンの人が来たときに全然満足できないのもうちょっとその辺りをよく考えて、そういうコーナーを作るとか、吉沢亮さんの価値を最大限に使えるようなことをもっと考えていただきたいと思います。

契約が今年度いっぱい切れるので、もしかしたら最後のチャンスかもしれないので、もうちょっとアピールしてこれからの今後にもつながるようなことも考えていただきたいと思います。

あと1点、美術館のロビーのことですけれども、窓際に椅子を5脚置いて、これで美術館カフェというのはちょっと無理があると思います。

なので、カフェというのであれば、紙コップの自動販売機を置くですとかもうちょっとそこも工夫した方がいいのではないかと思います。

吉沢亮さんのことも含めてカフェとして、そのロビーとしての作り込み方を検討していただきたいと思います。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

答弁。平山社会教育課長。

○社会教育課長（平山宏照）

はい。強い思いをしっかりと受け止めました。

事務所との兼ね合いの関係もありますので、何ができるのか、連絡を取り合いながらできるだけPRを続けていきたいと思っております。

あとカフェについてもくつろげる場所、情報提供、あと吉沢さんのファンの方がひかれるような場所を含めて、しっかり検討させていただきますのでよろしくお願いします。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

松本副町長。

○副町長（松本新吾）

はい。吉沢亮さんの関係であります、山口委員がおっしゃるとおり非常に著名な方であり、ファンも大変多いのは十分承知しております。

それだけに、吉沢亮という名前自体の著作権と言いますか、非常に高価なもので先ほどおっしゃっていた館長のブログ、その中にも若干吉沢亮さんのことを書いたのですが、すぐに事務所からクレームが入りました。それだけ厳しく、権利を守っている。

やっぱりそれだけ勝手に使ったら、すぐにそういった事務所からもクレームが入るようなもので、事務所ではどういうふうを検索しているのかわかりませんが、勝手に使うこと

はまずもってできないという状況にあるのが前提条件であります。

その中で、音声ガイドにつきましては先ほどおっしゃったように、いろいろなつながりの中で事務所と交渉しながら、音声ガイドを吉沢亮さんにやっていただいたのですが、継続については、教育委員会で話したように、どのようになるかまた交渉すると思っています。

できることであれば、今後も利用したいし、それをうまく活用したいと思っていますが、なかなか本人の個人名を大きく出すのは、難しい状況にあると理解しておりますので、前面に出したいのは出したいですが、そういった事務所からの制限もあるということを御理解の上、今後の活動にできる範囲の中で継続して実施したいと思っていますのでよろしくお願いたします。

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

ほかになければ次に進みます。

10 款 公債費 107 ページから

13 款 予備費 112 ページまで

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

10 款、公債費から 13 款、予備費、107 ページから 112 ページまでとします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

ほかになければ次に進みます。

歳入 1 款 町税 9 ページから

2 款 地方譲与税

3 款 利子割交付金

4 款 配当割交付金

5 款 株式等譲渡所得割交付金

6 款 法人事業税交付金

- 7 款 地方消費税交付金
- 8 款 環境性能割交付金
- 9 款 国有提供施設等所在市町村助成交付金
- 10 款 地方特例交付金
- 11 款 地方交付税
- 12 款 交通安全対策特別交付金
- 13 款 分担金及び負担金
- 14 款 使用料及び手数料
- 15 款 国庫支出金
- 16 款 道支出金
- 17 款 財産収入
- 18 款 寄附金
- 19 款 繰入金
- 20 款 繰越金
- 21 款 諸収入
- 22 款 町債

42 ページまで

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

次に、歳入に入ります。

1 款、町税から、22 款、町債、9 ページから 42 ページまでとします。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

質疑なしと認めます。

これで認定第 1 号に対する質疑を終わります。

認定第 2 号 令和 4 年度（2022 年度）鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に対する質疑

歳入歳出について 114 ページから

133 ページまで

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

これより認定第 2 号、令和 4 年度（2022 年度）鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決

算認定に対する質疑を行います。

歳入歳出 114 ページから、133 ページまで一括で行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

質疑なしと認めます。

これで認定第 2 号に対する質疑を終わります。

次に進みます。

認定第 3 号 令和 4 年度（2022 年度）鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定に対する質疑

歳入歳出について 134 ページから

145 ページまで

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

これより認定第 3 号、令和 4 年度（2022 年度）鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定に対する質疑を行います。

歳入歳出 134 ページから 145 ページまで一括で行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

質疑なしと認めます。

これで認定第 3 号に対する質疑を終わります。

次に進みます。

認定第 4 号 令和 4 年度（2022 年度）鹿追町下水道特別会計決算歳入歳出認定に対する質疑

歳入歳出について 146 ページから

159 ページまで

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

これより認定第 4 号、令和 4 年度（2022 年度）鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定に対する質疑を行います。

歳入歳出 146 ページから 159 ページまで一括で行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

質疑なしと認めます。

これで認定第4号に対する質疑を終わります。

次に進みます。

認定第5号 令和4年度（2022年度）鹿追町介護保険特別会計決算認定に対する質疑

歳入歳出について 160 ページから

179 ページまで

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

これより認定第5号、令和4年度（2022年度）鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対する質疑を行います。

歳入歳出 160 ページから 179 ページまで一括で行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

質疑なしと認めます。

これで認定第5号に対する質疑を終わります。

次に進みます。

認定第6号 令和4年度（2022年度）鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対する質疑

歳入歳出について 180 ページから

191 ページまで

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

これより認定第6号、令和4年度（2022年度）鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対する質疑を行います。

歳入歳出 180 ページから 191 ページまで一括で行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

質疑なしと認めます。

これで認定第6号に対する質疑を終わります。

次に進みます。

認定第7号 令和4年度（2022年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定に対する質疑

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

これより認定第7号、令和4年度（2022年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定に対する質疑を行います。

歳入歳出、別冊より一括で行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

質疑なしと認めます。

これで認定第7号に対する質疑を終わります。

次に進みます。

令和4年度（2022年度）鹿追町各会計歳入歳出決算認定7件についての総括質疑

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

これより令和4年度（2022年度）鹿追町各会計歳入歳出決算認定7件についての総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

質疑なしと認めます。

ここで令和4年度（2022年度）鹿追町各会計歳入歳出決算認定7件の総括質疑を終わります。

認定第1号 令和4年度（2022年度）鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

これより認定第1号、令和4年度（2022年度）鹿追町一般会計歳入歳出決算認定につい

て討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

認定第2号 令和4年度（2022年度）鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

これより認定第2号、令和4年度（2022年度）鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

認定第3号 令和4年度（2022年度）鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

これより認定第3号、令和4年度（2022年度）鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

認定第4号 令和4年度（2022年度）鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定
について

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

これより認定第4号、令和4年度（2022年度）鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（清水浩徳）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

認定第5号 令和4年度(2022年度)鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○決算審査特別委員長(清水浩徳)

これより認定第5号、令和4年度(2022年度)鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長(清水浩徳)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長(清水浩徳)

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

認定第6号 令和4年度(2022年度)鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○決算審査特別委員長(清水浩徳)

これより認定第6号、令和4年度(2022年度)鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長(清水浩徳)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長(清水浩徳)

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり認定することに可決されました。

認定第7号 令和4年度(2022年度)鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について

○決算審査特別委員長(清水浩徳)

これより認定第7号、令和4年度(2022年度)鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長(清水浩徳)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長(清水浩徳)

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました令和4年度(2022年度)鹿追町各会計7件の決算審査は、全部終了しました。

これで令和4年度(2022年度)鹿追町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

○議会事務局長(坂井克巳)

ここで、清水浩徳委員長より御挨拶がございます。

○決算審査特別委員長(清水浩徳)

令和4年度(2022年度)鹿追町7会計の決算審査が、慎重かつ活発に行われたと思います。

各委員におかれましては、真剣にそして熱心に確認と問題提起をしながら、御意見御提言をいただいたことから、今後の行政活動、行政運営、予算編成に役立つ決算審査であったと感じております。

終わりに、町長をはじめ、行政委員、各説明員におかれましては真摯に御答弁いただき

たことに感謝申し上げます、令和4年度（2022年度）鹿追町各会計特別委員会、閉会の挨拶とさせていただきます。

○議会事務局長（坂井克巳）

次に、喜井知己町長より御挨拶をいただきます。

○町長（喜井知己）

令和4年度（2022年度）各会計決算審査特別委員会閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

予定の日数を残して、この特別委員会における令和4年度（2022年度）の一般会計及び6特別会計の決算について認定をいただきました。まずもって心から感謝を申し上げる次第であります。

各会計を通じて委員皆様から貴重な御意見そして御指導を賜りました。

改めて御指摘いただいた内容等の対応をしっかりと内部で議論をして、今後の行政運営に生かして参りたいと考えております。

御指摘いただいた内容をはじめ、このまちづくり行政全般にわたって、いつの時代でもたくさんの課題があります。そして、町民のニーズはいつの時代も絶えることなく、年々高まってくる。これも当然のことだと考えております。

町民の皆さんがこのまちに住み続けたい、また住んでよかったと思えるまちづくりに向かって邁進することが私たち職員に課せられた使命と考えております。

改めまして今回の委員会でいただいた御指摘、御指導等を肝に銘じ、今年度あるいは来年度以降の予算執行、行政運営に反映すべく努力を重ねてまいりたいと思います。

今後とも委員各位さらには、町民各層の御意見をいただきながら、まちづくりを進めてまいりたいと思いますので、今後とも御指導賜りますようお願い申し上げます、決算審査特別委員会閉会にあたっての挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

○議会事務局長（坂井克巳）

本日で決算審査特別委員会を終了いたしましたので、9月定例会最終日は25日、午前10時から開催となります。

よろしくお願いたします。

閉会 14時00分